#### 知多北部広域連合決裁規程

(平成11年6月1日 訓令第1号)

改正 平成13年3月30日訓令第1号

改正 平成18年3月28日訓令第1号

改正 平成19年3月 2日訓令第1号

改正 平成21年4月30日訓令第1号

改正 平成28年7月 7日訓令第3号

改正 平成29年2月27日訓令第1号

改正 令和 2年2月20日訓令第1号

改正 令和 2年7月27日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、広域連合長の権限に属する事務 の専決、代決その他事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 決裁 広域連合長、広域連合長の権限の受任者又は専決権限を有する者(以下「決裁権者」という。)がその権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
  - (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、広域連合長の責任において、常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
  - (3) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
  - (4) 不在 旅行その他の理由により決裁権者に差し支えがあって決裁できない状態にあることをいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として、主務係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(選任副広域連合長の専決事項)

- 第4条 選任副広域連合長の専決事項は、次のとおりとする。
  - (1) 別表第1及び別表第2に定める選任副広域連合長の決裁区分に属する事項に関すること。
  - (2) 前号に定める事項のほか、次に掲げる事項以外の重要な事項に関すること。
    - ア 広域計画の作成及び変更に関すること。
    - イ 広域連合の行政運営に関する一般方針の確立に関すること。
    - ウ 特に重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。
    - エ 儀式及び表彰に関すること。
    - オ 各執行機関の総合調整に関すること。
    - カ 議会の招集、議案の提出その他広域連合議会に関すること。
    - キ 特に重要な請願及び陳情に関すること。
    - ク 特に重要な不服申立て、訴訟、和解及び調定に関すること。
    - ケー条例、規則、訓令その他重要な例規の制定及び改廃に関すること。
    - コ 特に重要な許可、認可その他行政処分に関すること。
    - サ 予算編成及び決算の確定に関すること。
    - シ職制に関すること。
    - ス 職員の賞罰及び賠償に関すること。
    - セ その他特に重要な事項に関すること。

(事務局長及び課長の専決事項)

第5条 事務局長及び課長の専決事項は、別表第1及び別表第2に定める決裁区分に属する事項とする。

(承認による専決事項)

第6条 選任副広域連合長、事務局長及び課長は、前2条によりその専決事項とされていない事項であっても、その性質が軽易に属し、これに準じてよいと認められるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の委譲)

- 第7条 事務局長は、特に重要な事項及び総合的な調整を必要とする事項を除き、 専決の権限を次長に委譲することができる。
- 2 課長は、重要な事項及び調整を必要とする事項を除き、主幹に分担処理させる 事務について、専決の権限を主幹に委譲するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、事務局長及び課長は、上司の承認を得て、軽易又 は定例的な事務について、専決の権限を所属職員に委譲することができる。
- 4 前3項の規定により専決の権限を委譲された者が不在のときは、当該専決の権限を委譲した者が決裁するものとする。

(専決の制限)

第8条 この訓令に定める専決事項であっても、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新たな事項又は規定の解釈上疑義がある事項は、上司の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 次の表の左欄に掲げる職にある者が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者がその事務を代決する。この場合において、代決する順位は、同欄に掲げる順位とし、同欄に掲げる職にある者が2人以上あるときは、決裁権者があらかじめ指名する順位とする。

決 裁 権 者	代決する者
広域連合長	選任副広域連合長、事務局長
選任副広域連合長	事務局長、次長、課長、主幹
事務局長	次長、課長、主幹、課長補佐
課長	主幹、課長補佐、係長

2 前項の規定により主幹が代決することができる事務は、当該主幹が分担処理する事項に限るものとする。

(代決の制限)

第10条 前条の場合であっても重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新たな事項は、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

(後閲)

第11条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。

附則

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第1号)

- 1 この訓令は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合決裁規程別表の1の表及び2の表の規定は、この訓令の施行の比(以下「施行日」という。)以後に起案するものから適用し、施行日前に起案したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の知多北部広域連合決裁規程別表の3の規定は、平成21年度予算に係るもののうち施行日以後に起案するものから適用し、平成20年度予算に係るもの及び平成21年度予算に係るもののうち施行日前に起案するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年訓令第3号)

この訓令は、平成28年7月7日から施行する。

附 則(平成29年訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第3号)

この訓令は、令和2年7月27日から施行する。

## 別表第1(第4条、第5条関係)

## 1 庶務関係

決裁	決裁区分 決裁区分	広域連合長	選任副広域 連合長	事務局長	課長共通	備考
	広域連合会議	招集、案件				
庁中連絡会議	関係市町副市町 長会議		招集、案件			
絡会議	関係市町部課長 会議			招集、案件		
	事務局課長会議			招集、案件		
事	務 引 継		事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
公	印	事故	作成、改廃			
	文書の収受				課における文 書の受理	
	報告、照会、回答、通知等			重告、 要照 無通知、 申請、進産の他 副申るに こするもの	軽易な報告に定して、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	
文	文 証明、閲 書 覧			異例なもの	原簿による諸 証明、閲覧そ の他定例的な もの	
書	の 処 理 その他の 文書	出版物の刊行			① の係し知原等び認例統出与立等での及 、作載 類書物 な	
	文書の管理				①文書分類表 の作成 ②完結文書の 整理、保存 及び廃棄	(A) 76 3 m F A
	公示、令達	重要なもの	異例なもの		軽易又は定例 的なもの	総務課長に合議すること。

				0 <b>7 4 1 7 7</b>		
				①不動産及		
١.				び動産		
土				の取得		
				に伴う		
	登記、地目変更			登記		
地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			③土地の分		
20						
				筆、合筆		
				及び地目		
建				変更		
			土地の立入		土地の立入測	
	土地の測量		測量		量の実施	
物					①目的内の使	
190				目的外の使	用許可	
				用許可		
	施設の管理			で 5 目	②目的外の使	
				以上の	用許可で 5	
				もの	日未満のも	
				80)	<i>O</i> )	
	* * * * * •		①特に重要			
	儀式、表彰、展		なもの		軽易又は定例	
	示会、協議会等		② 異例なも		的なもの	
	の行事				助なるの	
			の			
				①特に重要		
	講習会、研究会			なもの	軽易又は定例	
	等の開催			②異例なも	的なもの	
				の		
	関係各種団体の					
7	設立、加入、解	重要なもの		軽易なもの		
そ		里安なもの		軽勿なもの		
	散及び後援					
	関係各種団体と		特に重要な			
	の連絡、調整及		もの	重要なもの	軽易なもの	
$\mathcal{O}$	び指導		80)			
	要望及び陳情の	特に重要な				総務課長に合
	回答	もの		重要なもの	軽易なもの	議すること。
	<b>⊢</b> '¤	訴訟、仮処				HatX 7 SV C C 0
他	다라보 V E V ===					
	広域連合長代理	分、行政代				
	人の選定	執行等の事				
		件				
				開示請求に		
	情報公開			対する決定		
				等		
				開示・訂		
				' ' '		
	個人情報保護			正・削除請		
	10-7 - 114 TW PD HZ			求に対する		
L				決定等		
-						

# 2 人事関係

_	八尹庆						
決裁	事項	決裁区分	広域連合長	選任副広域 連合長	事務局長	課長共通	備考
職		朱	Ú			所属職員の事 務分担	
		夕 <sup>上</sup> 職、異動 :、休職			短時間勤務 会計年度任 用職員		
年	職務は 義務の	こ専念する り免除	5	事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
次有給休暇その他の休暇等		育給休暇者 ○休暇等 <i>0</i> 等		事務局長	次長、課長、主幹	課長補佐以下	① 休別休んには長る主1わには合等こ気特 べ)て課す でにのて連認る気料 べ)て課す でにのて連認る
		ト、休日、 夜間等の app		事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
	当直(	の勤務命令	j			全職員	
服		簿の管理				全職員	
7404	営利公事制[	企業等の行 艮	É	全職員			
	職員重	章等の交付	t			全職員	
	身分_ 処理	上の諸届の				全職員	
務	旅	国	選任副広域 連合長	事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
	行命令	国 夕	選任副広域連合長	全職員(選 任副広域連 合 長 を 除 く。)			

	給	特別昇給	全職員			
		定期昇給		全職員		
	料	支給			全職員	
給		扶養、通 勤、児童及 び住居手 当の認定			全職員	
	手	その他の認定		特殊なもの	特殊なものを 除くもの	「特殊なも の」とは給与 の算定基礎が
与						明らかでない ものをいう。
	当					例えば勤勉手 当等の 類のものであ る。
		支給			全職員	7 0

### 3 財務関係

決裁	決裁区分	広域連合長	選任副広域 連合長	事務局長	課長共通	備考
ll <del>u</del>	調定決議書(調 定変更決議書を 含む。)				~	
収	寄附の受納	~				
入	国、県支出金等 の申請	3,000 を超 える	3,000以下	1,500以下	300 以下	
	国、県支出金等 の請求				~	
事務	財産の契約	①土地及び 建物の売 却 ②不動産の 信託の受 益権の売 却		①土地及び 建物の貸 付け ②不動産の 信託	~	
	分担金及び負担 金の割当て	,		異例なもの	定例的なもの	
	督促、催告				~	
	減 免	異例なもの			軽易又は一般 的なもの	

	徴収猶予の取消しの嘱託、滞納過誤納整	、徴収 及び受 対処分、		①差押物件 の公売公 告 ②差押物件 の換価処 分	差押処分	①徴収猶予及 びその 消し ②差押の解求 ③交付収の解求 ④徴収び受系 及び受所 5差押物件の 売却通知 ⑥過誤納整理	
	滞納処分 停止、7 処分			①不納欠損 処分 ②滞納処分 の執行停 止			
	納期限	の延長			~		
	過誤納	の充当				~	
	その他	の収入	3,000 を超 える	3,000以下	1,500以下	300 以下	
	収入更	正調書				~	
	歳入還	付調書				~	
	歳入歳出 及び基金 れ					~	
支出事務	予行契(価制格 算同 予格限を 執、約定・価含	工事 貴 工事 貴 工 要 ま ま を 。)	3,000 を超 える	3,000以下	1,500以下	300 以下	①予算執行伺 は、「執行 予定金額」 の総する 分と。 ② 契 約 は、
	市で口	食糧費		20 を超える	20 以下	10 以下	

む。)、	上記以	①1,000 を	1,000以下	500以下	①100以下	「契約金
支出負	外外	超える	1,000 5(1		②報酬、給料、	額」で区分
担行為		②災害補償			職員手当	すること。
決議書		費			等、共済費	③予定価格·
(支出		③公有財産			③旅費	制限価格
負担行		購入費			④燃料費、光	は、
為変更		④貸付金			熱水費	「執行予定金
決議書		⑤自動車事			⑤通信運搬費	額」で区分
を含		故損害賠			⑥図書	すること。
む。)、		償金、施			⑦長期債元	④支出負担行
支出更		設事故損			金、長期債	為決議書は、
正調書		害賠償金			利子、一時	債権者ごと
		⑥投資及び 出資金			借入金利子 ⑧精算返納	の契約金額 で区分する
		⑦寄附金			金、過誤納	こと。
		<ul><li>⑧繰出金</li></ul>			還付金、過	⑤支出負担行
					誤納還付加	為変更決議
					算金	書は、変更
					⑨積立金	後の金額で
					⑩公課費	区分するこ
						と。
						⑥支出更正金
						額は、更正
						先の金額で
						区分するこ
						之。 (1) 人好以 /生
	食糧費			10 を超える	10 以下	①金額は、債 権者ごとの
						大出金額で
支出負						区分するこ
担行為						と。
兼支出					①1,500以下	②精算調書で ②
調書、					②負担金	同額精算の
支出調	Λ 10 ±			1 F00 2 47	③支出負担行	ものは、課
書、精算調	食糧費			1,500 を超	為決議書の	長決裁とす
<b>弄</b>	以外			える	決裁区分が	ること。
金振替					課長共通の	③公金振替調
調書					もの	書(控除振
., . H						替)は、課
						長決裁とす
	→m -+.					ること。
戻 入	調書				$\sim$	
歳入歳出				1,500 を超	4 F00 NI T	
及び基金	党の払出			える	1,500以下	
L						

	設計仕様の決定 (一部変更を含 む。) 工期及び納期の	特に重要なもの	重要なもの 30 日を超え		①軽易なもの ②設計書、仕 様書等の審 査	
	延長	一及で越れ る	30 pを超え る	30 日以下	15 日以下	
契約	検査、監督	2	3	① で	① ② ③ ② 一	
事				び用のの支行務出 の数に の数に の数に の数に の数に の数に の数に の数に の数に の数に		
務				調 査、測量及 び設計委 託業務の 検査の報 告	の検査の報告	
	業者の決定等				指名業者選定 の原案	制限付札、大学を表現のでは、一般に関係を表現では、一般を表現では、一般を表現では、人人のいないは、人人のでは、人人のいないは、人人のいないないは、人人のいないないないないないないないないないないないないないないないないないない

	財産の用途変更 等	用途廃止の 決定	用途変更の 決定	①物品の不用 決定 ②引継ぎ	
	一括購入品の払 出請求			~	
	物品の受入れ、 及び払出し			~	
そ	の 他	①重要なも の ②異例なも の	定例的なも ので重要な もの	定例的なもの で軽易なもの	

#### 備考

- 1 数字で特に表示がないものは、金額(単位は万円)を示す。
- 2 「~」は、金額の制限がないものを示す。
- 3 予算執行伺等の「執行予定金額」は、設計金額その他予定価格の決定の基礎となる金額 による。
- 4 単価契約に係るものの「執行予定金額」は、次による。
  - (1) 予算執行伺及び予定価格 当該年度の執行予定数量に予定価格の決定の基礎となる金額を乗じて得た額
  - (2) 契約 当該年度の執行予定数量に契約単価を乗じて得た額
  - (3) 支出負担行為決議書、支出負担行為兼支出調書及び支出調書 執行数量に契約単価を乗じて得た額
- 5 予算執行伺、契約、支出負担行為決議書(支出負担行為変更決議書を含む。)及び支出更 正調書で、事務局長決裁以上のものについては、総務課長に合議するものとする。

# 別表第2(第4条、第5条関係)

<b>一</b>	<b>主 数 版</b>					
主務課の区分	主務係の区分	専決事項	選任副広域 連合長	事務局長	課長	備考
総務課	庶務係	職員の身分、 給与その他人 事				
		公 平 委 員 会事務			県人事委員会 との連絡調整	
		公務災害補償事務			① 県 と の連絡調整 ② 請 求 等の手続き	事故報告は 広域連合長
		共済組合			①加入・変更・ 脱会等各種 手続き ②共済組合議 会	
		職員福利厚生			① 健康 診断の実施 ② 人間 ドックの実施	
		職員研修		異例なもの の実施	定例的なもの の実施	
		予算、決算そ の他財務				
		一時借入金		借入れ申込 み	元利償還	
		予		財政状況の 公表	①予算執行計 画及び予決 配当変更 及び変更 ②予算執行計 画の調整及 び指導	
		財産(基金を 含む。)の管理 及び処分			① 財産 台帳の整備 ② 基金 台帳の整備	
		情報公開審查会				
		個人情報保護審議会				
		行政不服審査 会	招集、案件			

	Uh	 の課・係の				
		管に属しな				
	()	もの				
		事務所管			①事務所の設	
		理			備(電話、電	
					気等) の使用	
					の調整及び	
					規制	
					②電話及び電	
					灯の架設、移	
					転及び設備	
					変更	
		集中管理		ひ 田 市 の 酔	① 庁 用	
				公用車の職		
		物品		員以外の使	物品の管理	
				用許可	②公用車の管	
					理	
広域調	広	域 計 画	基本施策に		広域計画の基	
整係			及ぼす影響		礎的な調査及	
			の少ない広		び資料収集	
			域計画の調			
			整			
	広	域連合会議	関係市町副	関係市町部		
			市町長会議	課長会議に		
			における調	おける調整		
			整			
	広	報		①広報活動	①新聞、放送、	
				の実施	その他報道	
				②新聞、放	機関との連	
				送、その他	絡(軽易なも	
				報道機関	の)	
				との連絡	·	
				(軽易な	交換、収集	
				ものを除	~ 八 、	
				く。) く。)		
				③広域連合		
				長への手		
				紙		
	介	護保険サー		検討のため	検討のための	
		受体限り スの提供基		の調整	基礎的な調査	
		整備方策の		マク明正	及び資料収集	
	検					
		<u>い</u> 係市町との	特に重要な	重要な事項	定例的な事項	
		格調整	事項の調整	単安な事項 の調整	の調整	
	理	们训置	尹はい調発	♥ノ神雀	<b>ジ</b> 神雀	

事 業	資格管	被保険者の資		①資格取得喪	
尹 未   課	理係	格管理(取		失届の処理	
床	上 生 休				
		得・異動・喪		②住所地特例	
		失)		の処理	
				③適用除外の	
				処理	
		被保険者証の		①被保険者証	
		交付及び更新		の交付	
				②被保険者証	
				の更新	
		保険料の賦課	審査請求に	①賦課決定	
			関すること。	②賦課額の更	
				正に関する	
				こと。	
				③随時賦課の	
				納期の決定	
		保険料の徴収		①徴収方法の	
				指定に関す	
				ること。	
				②公示送達に	
				関すること。	
				③保険料の還	
				付充当に関	
				すること。	
		保険料の督促		①督促に関す	
		及び滞納処分		ること。	
		次 〇 4 印 州 1 7 亿 7 月		②催告に関す	
				ること。	
		保険料の減免		減免、徴収猶予	
				の決定	
		電子計算機シ	特に重要な	①システム変	
		ステムの運用	システム開	更の決定	
		管理	発の決定	②システム開	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	発の決定	
		電子計算機の		システム運用時	
		オペレーショ		間の決定	
		\(\frac{1}{\sum_{\text{\tin}\text{\tint{\text{\tinit}\\ \text{\text{\text{\text{\text{\tinit}\\ \text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}}\\ \tittt{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\tex{\ti}\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\ti		Int. > D < V	
		'			
		電子計算機の		①ネットワーク	
		ネットワーク		範囲の決定	
				②ネットワーク	
				方法の決定	
	認定係	要介護・要支		認定申請に係	
		援認定		る決定	
	_				

 _					
	介護認定調査 員の確保及び			①調査委託に関すること。	
	調整			②調査員研修 (介護支援専	
				門員研修を含む)	
	主治医の意見			①情報提供に関	
	書			すること。 ②主治医との連	
				絡調整に関す	
	介護認定審査	委員の選任	①審査会 (全	ること。 審査部会の開催	
	会の運営		体会)の開 催		
			②委員研修		
	受給者台帳の 作成管理			受給者台帳の作成管理に関する	
	要介護認定等			こと。 情報提供に関す	
	に関する情報		関すること。		
	開示・提供制 度				
給付係	介護保険事業 計画	基本施策に 及ぼす影響		事業計画の基礎的な調査及び資	
	H I E	の少ない事		料収集	
		業計画の調 整			
	介護保険事業計画推進委員	委員の選任	①委員会の 開催		
	会		②専門部会 の開催		
	/		(7)刑(性		
	保険給付			①支給決定 ②利用者負担に	
				関する減額・ 免除認定	
				③サービス計画 の管理に関す	
				ること。	
				④給付制限に関 すること。	
1	l	ı		ı	
				⑤受領委任事業 者の決定	

	特別給付及び			①支給決定	
	保健福祉事業			②給付制限に関	
				すること。	
				, , , ,	
	<b>安二</b>			①第三者行為に	
	第三者行為求				
	償事務			よる被害届の	
				受理	
				②求償事務の依	
				頼	
	介護保険サー	特に重要な	①サービス	①サービス事業	
	ビス	サービス事	事業者連	者との連絡調	
		業者の指導	絡会議の	整	
		事項		②介護保険サー	
		7 /		ビスに関する	
			事業者の		
			指導·監督	ከ1 ውር 1	
			に関する		
			こと。		
			③サービス		
			事業者の		
			指定更新		
	地域支援事業			連絡調整に関す	
			開催	ること。	